

掛川市条例第19号

掛川市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月23日

掛川市長

(別紙)

掛川市手数料条例の一部を改正する条例

掛川市手数料条例（平成17年掛川市条例第74号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

| 改 正 前  | 改 正 後  |
|--|--|
| <p>(建築基準法による手数料)</p> <p>第13条の2 建築基準法（昭和25年法律第201号）の規定に基づく事務に係る手数料の額は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 第6条第1項の規定に基づく建築物に関する確認の申請又は第18条第2項の規定に基づく計画の通知に対する審査 <u>次に掲げる額の合計額</u></p> <p>ア <u>(ア)から(オ)までに掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ(ア)から(オ)までに定める額</u></p> <p><u>(ア) 床面積の合計（建築物を建築する場合（確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合及び移転する場合を除く。）にあつては当該建築に係る部分の床面積について算定し、確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合（移転する場合を除く。）にあつては当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）について算定し、建築物を移転する場合（確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転する場合を除く。）にあつては当該移転に係る部分の床面積の2分の1について算定し、確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転する場合にあつては当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1について算定</u></p> | <p>(建築基準法による手数料)</p> <p>第13条の2 建築基準法（昭和25年法律第201号）の規定に基づく事務に係る手数料の額は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 第6条第1項の規定に基づく建築物に関する確認の申請又は第18条第2項の規定に基づく計画の通知に対する審査 <u>次のアからオまでに掲げる床面積の区分に応じ、それぞれアからオまでに定める額の合計額</u></p> <p>ア <u>床面積の合計（建築物を建築する場合（確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合及び移転する場合を除く。）にあつては当該建築に係る部分の床面積について算定し、確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合（移転する場合を除く。）にあつては当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）について算定し、建築物を移転する場合（確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転する場合を除く。）にあつては当該移転に係る部分の床面積の2分の1について算定し、確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転する場合にあつては当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1について算定する。以下この号において同じ。）が30平方メートル以下のもの 1件につき11,000円</u></p> |

する。以下この号において同じ。)が30平方メートル以下のもの 1件につき  
11,000円

(イ) 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以下のもの 1件につき18,000円

(ロ) 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの 1件につき27,000円

(ハ) 床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以下のもの 1件につき38,000円

(ニ) 床面積の合計が500平方メートルを超えるもの 1件につき68,000円

イ 第6条第5項又は第18条第4項の規定に基づく構造計算適合性判定を必要とする建築物にあっては、(ア)又は(イ)に掲げる判定の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に定める額

(ア) 第20条第2号イ又は第3号イに規定するプログラムによる構造計算が適正に行われたものであるかどうかの判定 1棟につき107,000円

(イ) その他の方法による構造計算が適正に行われたものであるかどうかの判定 1棟につき156,000円

(2) 第7条第1項の規定に基づく建築物に関する完了検査の申請又は第18条第14項の規定に基づく完了の通知に対する検査

ア 第7条の3第5項又は第18条第19項の規定に基づく中間検査合格証の交付を受けた建築物を含むもの

イ (略)

(3) 第7条の3第1項の規定に基づく建築物に関する中間検査の申請又は第18条第17項の規定に基づく特定工程に係る工事の終了の通知に対する検査

イ 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以下のもの 1件につき18,000円

ウ 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの 1件につき27,000円

エ 床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以下のもの 1件につき38,000円

オ 床面積の合計が500平方メートルを超えるもの 1件につき68,000円

(2) 第7条第1項の規定に基づく建築物に関する完了検査の申請又は第18条第16項の規定に基づく完了の通知に対する検査

ア 第7条の3第5項又は第18条第21項の規定に基づく中間検査合格証の交付を受けた建築物を含むもの

イ (略)

(3) 第7条の3第1項の規定に基づく建築物に関する中間検査の申請又は第18条第19項の規定に基づく特定工程に係る工事の終了の通知に対する検査

(4)～(12) (略)

(13) 第88条第1項において準用する第7条第1項の規定に基づく工作物に関する完了検査の申請又は第88条第1項において準用する第18条第14項の規定に基づく完了の通知に対する検査 工作物1件につき22,000円

(長期優良住宅の普及の促進に関する法律による手数料)

第20条の2 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下この条において「法」という。）第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査に係る手数料の額は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。この場合において、当該申請の際、法第6条第2項の規定による申出がされたときは、第13条の2第1号に定める額の手数料を併せて徴収するものとする。

(1) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が交付した法第6条第1項第1号に掲げる基準に適合することを証する書面を添付する場合

ア・イ (略)

(2) (略)

(4)～(12) (略)

(13) 第88条第1項において準用する第7条第1項の規定に基づく工作物に関する完了検査の申請又は第88条第1項において準用する第18条第16項の規定に基づく完了の通知に対する検査 工作物1件につき22,000円

(長期優良住宅の普及の促進に関する法律による手数料)

第20条の2 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下この条において「法」という。）第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査に係る手数料の額は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。この場合において、当該申請の際、法第6条第2項の規定による申出がされたときは、第13条の2第1号に定める額の手数料を併せて徴収するものとする。

(1) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下この条において「品確法」という。）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が交付した法第6条第1項第1号に掲げる基準に適合することを証する書面を添付する場合

ア・イ (略)

(2) 品確法第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が交付した住宅性能評価書を添付する場合

ア 一戸建ての住宅 1戸につき19,000円

イ 一戸建ての住宅以外の住宅 1戸につき12,000円

(3) (略)

2 法第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査に係る手数料の額は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。この場合において、当該申請の際、法第8条第2項において準用する法第6条第2項の規定による申出がされたときは、第13条の2第1号に定める額の手数料を併せて徴収するものとする。

(1) 品確法第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が交付した法第8条第2項において準用する法第6条第1項第1号に掲げる基準に適合することを証する書面を添付する場合

ア 一戸建ての住宅 1戸につき12,000円  
イ 一戸建ての住宅以外の住宅 1戸につき  
4,000円

(2) 品確法第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が交付した住宅性能評価書を添付する場合

ア 一戸建ての住宅 1戸につき14,000円  
イ 一戸建ての住宅以外の住宅 1戸につき  
8,000円

(3) その他の場合

ア 一戸建ての住宅 1戸につき31,000円  
イ 一戸建ての住宅以外の住宅 1戸につき  
13,000円

#### 附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第13条の2の改正は、平成27年6月1日から施行する。